

FATF 声明
2013 年 10 月 18 日

(仮訳)

金融活動作業部会(FATF)は、資金洗浄・テロ資金供与対策(AML/CFT)に関する国際的な基準策定機関である。資金洗浄・テロ資金供与(ML/TF)リスクから国際金融システムを保護し、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守強化を懇意にするため、FATF は戦略上重大な欠陥をもつ国・地域を特定した。これらの国・地域と協働して国際金融システムにリスクをもたらすそれら欠陥に対応する。

当該国・地域から生じる継続的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATF が全ての加盟国及びその他の国・地域に対し、対抗措置の適用を要請する対象とされた国・地域
イラン、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)
資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥があり、それら欠陥に対応するため顕著な進展をみせていない、あるいは FATF と策定したアクションプランにコミットしていない国・地域。FATF は以下に記載する国・地域に関連した欠陥から起こるリスクを考慮するよう、加盟国に要請する。
アルジェリア エクアドル エチオピア インドネシア ケニア ミャンマー パキスタン シリア タンザニア トルコ イエメン

FATF に認められたアクションプランの大部分に対処したベトナムの進捗に伴い、同国は現在、「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善:継続プロセス」に掲載されている。

サントメ・プリンシペは、以前の FATF 声明にて特定されていた。サントメ・プリンシペは進歩を見せているものの、依然として資金洗浄・テロ資金供与対策の枠組みには、多くの戦略上重大な欠陥が残存している。しかし、同国の金融セクターは小規模であり、かつ国際金融システムへの影響が小さいことから、FATF はサントメ・プリンシペが残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に

対応するため、GIABA(西アフリカ FATF 型地域体)と緊密に協働していくべきであると決定した。

イラン

イランはこれまでにFATFと連携し、近時にFATFに対して資料の提出を行ったにも関わらず、FATF は、同国がテロ資金供与のリスクに対応していないこと、それによってもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、引き続き、特別、かつ極めて憂慮している。

FATF は、これまでの加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、イラン系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、2009 年 2 月 25 日の加盟国への要請を再確認し、イランより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。FATF は、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約を防止すること、及び国内でイラン系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮することを各國・地域に対して引き続き求める。イランより生ずるテロ資金供与の脅威が継続していることから、各國・地域はこれまでに講じた措置を考慮し、追加的な予防措置若しくは現在講じている措置の強化を検討すべきである。

FATF は、特にテロ資金供与の犯罪化及び疑わしい取引の届出義務を効果的に実施することによって、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して直ちにかつ意義ある対応をとることを求める。イランがテロ資金供与対策体制の改善を継続するための具体的な対応をとらない場合、FATF は、対抗措置を強化することを加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に求めることを、2014 年 2 月に検討する。

朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)

2013 年 6 月以降、DPRK は直接 FATF と連携することを継続しており、APG(アジア・太平洋 FATF 型地域体)とも更に連携を行っている。FATF は同国に対し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランに関して合意に至るよう、FATF との連携を強化することを求める。

FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策体制における重大な欠陥に対して対応をとっていないこと、それによってもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して直ちにかつ意義ある対応をとることを求める。

FATF は、2011 年 2 月 25 日付の加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、DPRK 系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、DPRK より生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。全ての国・地域は、また、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約を防止すべきであり、国内で DPRK 系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮すべきである。

アルジェリア

アルジェリアは FATF 及び MENAFATF(中東・北部アフリカ FATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において設定された期限内に十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、及び②テロリストの資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行を含め、アクションプランの履行において、FATF 及び MENAFATF と協働することを継続すべきである。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意する。

エクアドル

エクアドルは、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化、及びテロリストの資産の凍結体制における欠陥に対応するための刑法改正法案が国民議会で近時に採択されたことを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた重要な進歩をみせている。これら改正はまだ発効していない。しかし、この重要な進捗、及び FATF 及び GAFISUD(南米 FATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、設定された期限内に十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化の確保、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の履行、及び④金融セクター監督の協調強化の継続を含め、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの履行に取り組むべきである。特に、2014 年 2 月の

FATF 会合までに、改正刑法の発効に向けて速やかに対応しなければならない。さもなければ FATF は全ての加盟国に対し、同国に関連するリスクに応じた対抗措置の適用を要請することを 2014 年 2 月会合にて検討する。

エチオピア

エチオピアは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、同国の、FATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。エチオピアは、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロリストの資産を特定し凍結するための適切な法的枠組み及び手続の構築・履行、及び②顧客管理措置の改善を含め、アクションプランの履行への取組を継続するべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意とする。

インドネシア

インドネシアは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、インドネシアの、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進捗を示しておらず、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行において、ある一定のテロ資金供与政策上重大な欠陥が残存している。FATF は、同国が国際基準を遵守するために、残存する問題に対応することを懇意とする。

ケニア

ケニアは、テロ資金供与罪を改正する財政法案の国会承認を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、この法律改正は未だ大統領承認が得られていない。ケニアの、FATF 及び ESAAMLG (東南部アフリカ FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の残存する欠陥に対応するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、③テロリストの資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び④全ての金融セクターに対する、適切かつ効果

的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの実施を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意とする。

ミャンマー

ミャンマーは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、ミャンマーの、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③テロ資金供与に関する犯人引渡しのさらなる枠組み強化、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、⑤金融における透明性の強化、及び⑥顧客管理措置の強化を含め、アクションプランの履行への取組を継続するべきである。FATF は、同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥へ対応すること、及びアクションプランの履行過程の継続を懇意とする。

パキスタン

パキスタンは、テロリズムの定義に対応するための法規定、及びテロリストの資産の特定及び凍結のための手続を定めるテロ対策法改正令の発布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた大きな進歩を見せてている。FATFは、2013年10月12日に施行されたテロ対策法改正令が発布され、当該改正令により、直ちに同国が国連安保理決議1373の履行を開始したことについて称賛する。FATFは、テロ対策改正法の実施が迅速に開始されることを懇意する。しかし、FATFは、当該改正令が国会手続を経て恒常的な法令へと転換される必要のある一時的な性格のものであることについて懸念を有している。そのため、FATFは、パキスタンの当局が、当該改正令について迅速に議会承認を得るために必要な行動をとることを求める。もし、2014年2月のFATF会合までにパキスタンがテロ対策改正令の内容を法律に含めるためのテロ対策法の改正を行った場合、FATFは、2014年2月のFATF会合において、かつてFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改善及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行うことを決定することが出来る。

シリア

シリアは、2013 年 7 月の資金洗浄・テロ資金供与対策改正令公布を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。FATF は、国連安保理決

議 1373 に基づく義務の履行、及びテロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の履行のための十分な法令整備に関し、どの程度対応されているかを判定するために、未だ当該改正令を審査していない。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを、同国に対し懲罰する。

タンザニア

タンザニアは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、FATF 及び ESAAMLG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内に十分な進捗を示しておらず、テロ資金供与対策において、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行に関してある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。FATF は同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懲罰する。

トルコ

トルコは、国連安保理決議 1267、1988 及び 1989 を履行するための閣僚評議会令の発布を含む、テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を引き続きみせている。しかし、ある一定の懸念は残存しており、トルコは国連安保理決議 1267 及び 1373 に基づき、テロリストの資産を特定及び凍結するための適切な法的枠組みの履行に向け、更なる取組を行わなければならない。また、同国は、テロ資金供与が適切に犯罪化されていることを引き続き確保しなければならない。FATF は、同国が残存する戦略上重大な欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懲罰する。

イエメン

イエメンは、資金洗浄・テロ資金供与対策法の改正法の採択及び施行を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた重要な進歩をみせている。この改正はあまりに近時に行われたものであるため、FATF は未だ当該改正法を審査しておらず、次に掲げる事項に関し、どの程度対応されたかを判定していない；①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを求める。

（以上）